(議事-3)

令和6年度 福島県若年技能者人材育成支援等事業 実施計画 (案)

1. 地域における技能振興事業の実施

1. 地域にのける技能販売す	
区 分	事項
(1) 技能五輪全国大会予	① 技能五輪全国大会の予選の実施
選の実施等	企業・教育機関等へ予選会の参加を促し、若年者の技能レベ
	ル向上を図るとともに、技能尊重気運を醸成する。
	・令和7年1~2月実施予定(西洋料理10人:1職種)
	② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加
	支援の実施
	技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会等に参加す
	る中小企業等に対し参加経費の援助を行い、大会参加の促進
	を図る。
	・技能五輪全国大会(愛知県 11/22~11/25 10 人:6 職種)
	・若年者ものづくり競技大会
	(群馬県 7/31~8/1 8 人 :5 職種)
(2) 卓越した技能者(現	社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、若年者が技能労働者
代の名工) 被表彰者紹	の道に入職する事を促進するため、卓越した技能者(現代の名
介コンテンツ作成支	工)、及び、その技能(匠)を紹介するためコンテンツの作成支
援	援を行う。

2. ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務

と、 000 フィブ・イバブ の間はた、 重新に関する未切	
区 分	事項
(1) ものづくりマイスタ	地域のニーズを把握し、熟練技能者を抱える企業・業界団体等
一の開拓	の情報収集を行い、ものづくりマイスターの掘り起こしを行う。
	・ものづくりマイスター新規認定者目標数 6人
	・過去3年間に活動実績のないものづくりマイスターに対
	して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ない
	ときは、登録解除の手続きを行う。
(2) ものづくりマイスタ	ものづくりマイスターが指導を開始する前に、活動する際の
一への説明	条件等について通知・説明を行う。ものづくりマイスター制度
	の趣旨、実技指導やものづくり体験教室(ものづくりの魅力発
	信)等の重要性や指導法を説明する。また、指導技法講習時に
	おいても指導法等を説明する。

区 分	事項
(3) 申請書類の取りまと	申請書類・添付書類を確認し、取りまとめを行い中央技能振興
හ	センターに提出する。
(4) ものづくりマイスタ	新たに認定されたものづくりマイスターに対して、指導法の
一に対する研修	習得・向上のため指導技法講習会を実施する。指導技法講習会
	では「指導技法」を始め、個人情報の保護、ハラスメントの防
	止、及び、若年者・学生等への接し方といった面の知識の付与
	も行う。

3. ものづくりマイスターの活用に係る業務

3. ものつくりマイスターの		
区 分	事	項
(1) 若年技能者の人材育	県内の企業・業界団体、教育権	機関等に、本事業案内パンフレ
成に係る相談・援助	ット(リーフレット)等の送付、	または、訪問により、本事業の
	PRを行うとともに相談、援助の	の支援を行う。
(2) ものづくりマイスタ	若年技能者の人材育成に取り	組む企業・業界団体、教育機関
ーの派遣による指導	等からの要請により、ものづく	りマイスターを派遣して技能検
の実施	定課題や競技会課題を用いる等数	効果的な実技指導を実施する。
	また、実技指導後には指導内容	容、成果、課題等を記録して受
	講者へ的確に伝える。	
	【活動者(受講者)目標数】1,	700人日
	• 活動者(受講者)目標数	
	◇企業・団体	150人日(延べ10社)
	◇工業高校等	800人日(延べ20校)
	◇公共・民間施設	300人日(延べ10か所)
(3) 若者に対する「もの	サポートステーション・小中学	掉校からの要請により、ものづ
づくり魅力」発信	くりマイスターを派遣し、もの	つづくり体験教室を実施し、「も
	のづくりの魅力」を発信する。	
	• 活動者(受講者)目標数	
	◇サポートステーション	50人日(延べ5か所)
	◇小中学校	400人日(延べ10校)
(4) 熟練技能者等によ	企業・業界団体・教育機関等の	へ本事業の周知を図るととも
る指導の実施	に、ニーズを把握し、熟練技能者	音等の派遣により若年技能者に
	対する技能向上に資するための指	貨車を実施する 。
	•活動者(受講者)目標数	
	◇企業	10人日(1社)(別枠)

4. 地方公共団体、経済団体等との運営会議の設置・運営

4. 地方公共国体、胜海国体	4寺との連呂伝議の設直・連呂
区 分	事項
(1) 連携会議の設置	厚生労働省福島労働局・経済団体等をメンバーとしたコーナ
	一主催の連携会議を設置しメンバーの意見を取り入れ、推進計
	画や実施計画の策定、地域の産業の特性や就業構造を踏まえた
	技能振興の取り組みや事業実施にあたっての連携・協力の在り
	方の検討、並びに事業の実施状況管理を行う。
	厚生労働省福島労働局、福島県商工労働部、福島県教育庁、
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部、福島県商工
	会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央
	会、福島県技能士会連合会、福島県職業能力開発協会を構成員
	として、連携会議を運営する。
(2) 連携会議の開催回数	年2回開催
	① 1回目(4月下旬開催)
	・新構成委員の委嘱
	• 事業概要説明
	• 令和 5 年度事業実施結果報告
	・令和6年度事業実施計画(案)の提案等
	② 2回目(12月中旬開催予定)
	• 令和 6 年度事業実施状況報告
	・令和7年度事業推進計画(案)の提案等

5. 全国斉一的な事業展開

区 分	事項
(1) 全国会議の開催等に	中央技能振興センターとコーナーが密接に連携して、円滑な
よる中央技能振興セ	事業展開を図るため、全国会議やコーナー職員会議等の出席に
ンター・コーナー間の	より、事業方針の確認・調整、実務ノウハウの向上・共有等を図
連携の強化	り、全国斉一的な事業展開ができるように対応する。

6. その他

0. COTE	
区 分	事項
(1) 地域に対するサービ	福島県職業能力開発協会内に福島県技能振興コーナーを設置
ス提供方法	して業務を実施する。
(2) 成果目標	① ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団
	体又は教育訓練機関の満足度 90%以上
	② ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に
	活かせるとした受講者の割合 90%以上
	 ③ ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学
	校の満足度 90%以上
	 ④ ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能
	検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割
	合 90%以上
	日 9 0 70以工
(3) 活動目標	① ものづくりマイスターの新規認定者数(延べ人数)
	認定者数 6人
	② ものづくりマイスター派遣指導活動数(受講者延べ人日)
	受講者数 1,700人日